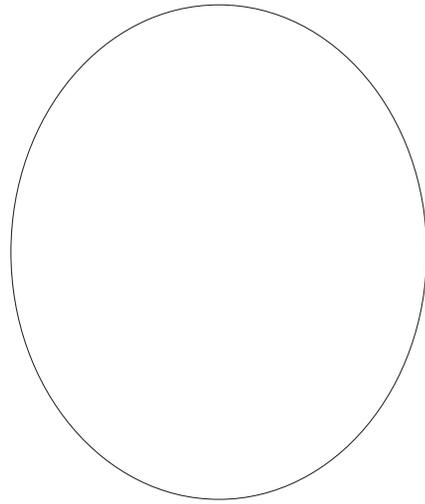


神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

臨時総会、会員集会 開催 弁護士成年後見人信用保証制度について 活発な議論

昨年12月11日、横浜情報文化センター情文ホールにて、臨時総会及び会員集会在開催された。



開会挨拶をする伊藤信吾会長

開会に先立ち、服部政克災害対策委員会委員長からの報告がなされた。報告では、昨年の台風15号・19号災害時の会員の被害状況、当会の体制、相談体制・実施状況等について説明がなされた。また、昨年の10月15日の安否確認システムによる安否確認では、登録者863名中610名からの回答があったが、当会の会員数と比べると登録者がそもそも少ないとのことであった。

臨時総会

開会宣言の後、第2号議案(日本司法支援センターの調査依頼等に対する取扱会規一部改正の件)及び第3号議案(神

奈川住宅紛争審査会設置会規一部改正の件)が審議された。

会員集会

引き続き、「弁護士成年後見人信用保証制度について」をテーマとする

会員集会在開催された。

同制度は、弁護士賠償責任保険では被保険者の故意による損害を担保することができないこと、現状の見舞金制度では、被後見人等の被害救済としては上限金額や迅速な対応という点からは必ずしも十分ではないことから、弁護士後見人等の信頼維持及び被害者の事後の救済を目的とした「保証機関型信用保証制度」を創設するものである。本保証制度は、全国弁護士協同組合連合会(全

弁協)が実施する「保釈保証保険」の仕組みを参考に、第三者機関が保証人となり、弁護士後見人等の不正を保証し、弁護士後見人等による横領被害が発生した場合、当該第三者機関が、保証債務の履行として被害者(被後見人)の被害を弁償し、その被害回復を図る制度である。

本保証制度加入(及び保証料支払)状況に関する情報を、裁判所、弁護士会、日弁連、全弁協及び保証機関型保険引受保険会社との間で共有するための同意規定を設けること、を各単体会で検討・対応することとされている。

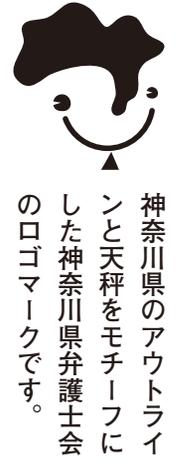
① 弁護士成年後見人の不祥事対策という観点から制度の意義は十分にあるが、弁護士会の推薦ではなく申立時の自薦による場合には適用がないこと、推薦時には保証料を支払っていたが、後見人業務を行っていない期間の中で支払を停止した弁護士後見人の行為については保証されないこと、家庭裁判所との協議もなされていないこと等から、細部について十分に議論がなされてから導入されるべきで時期尚早ではないかという意見、② 後見人を年間何件もやっている弁護士、あるいは後見人報酬が高い弁護士とそうでない弁護士とで不公平が生じるのではないかと、③ 保証料は弁護士会負担とし、事案ごと、報酬ごとに負担金会費を納めることとすればよいのではないかと、④ 依頼者等からの預り金が生じるのは後見人業務に限らないことから、管財人や財産

これに対して、弁護士後見人の不祥事についての報道などにより、市民の注目度も高い弁護士後見人に対する信頼が失われつつあること、後見制度支援信託などの利用により、今後、弁護士後見が少なくなることも予想されるので、弁護士としてのステータスを高める必要があること等から、なるべく早期に制度を導入すべきであるという積極的な意見も複数出された。

出された意見を踏まえ、執行部が更に制度の内容を検討することとなり、会員集会在閉会した。

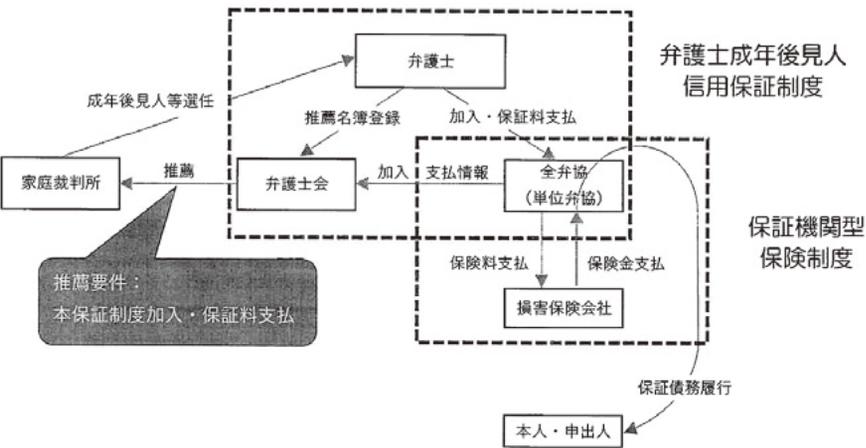
山ゆり
2月14日はバレンタインデーである。2月に入ると、街にはチョコレートの特設売り場が出現し、賑わいを見せている。チョコレート好きの私は、贈る相手もないのに、売り場について足を運んでしまう▼並べられた商品は、形も色合いも芸術品のように、とてもチョコレートには見えない。チョコレートといえば、私の子供の頃は板チョコかピーナッツ入りチョコだったのに、最近の進化には驚くばかりである▼また、近年、耳にするのがフェアトレードチョコレートである。フェアトレードとは「公正な貿易」の和訳で、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入して、開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す取り組みだという▼チョコレートの原材料であるカカオ豆の生産地では、以前から児童労働者の問題があると言われていた。フェアトレードチョコレートと認証されるには、子供達への教育、福祉対策、環境への配慮等厳しい基準を満たす必要があるとのことだ▼高級チョコレートどころか日々の食事すら満足にできない子供達へのささやかな支援と思えば、フェアトレードチョコレートを見つけると購入している。優しい甘みもお気に入りである。(土居 久子)

臨時総会開催のお知らせ
日時 2020年3月17日(火) 13時
場所 横浜情報文化センター 情文ホール



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

弁護士成年後見人信用保証制度の概要



推薦要件:
本保証制度加入・保証料支払

本人・申出人

保証機関型 保険制度

保証料支払

保険金支払

相談会・研修会

被災者を

支援するため

災害直後 避難所 数日から数ヶ月の利用(無料) <small>※被災者生活再建支援法による</small>	ボランティア専門家支援 月付け・土砂災害など被害を受けた際の相談 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	応急修理 仮設住宅 単世帯以上 595,000円(標準) 300,000円 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	基礎支援金 被災者生活再建支援法 100万円 90万円 50万円 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	火災(地震)保険・共済 火災保険だけで済まない被害は補償なし <small>※被災者生活再建支援法による</small>	? <small>※被災者生活再建支援法による</small>
数か月後 仮設住宅 原則2年以内 家賃無料 早急に入居可能 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	義援金 家賃の2割に相当する額を 被災者の負担により 支給される <small>※被災者生活再建支援法による</small>	自治体の独自支援 自治体により 被災者の状況により 異なる支援が 実施される <small>※被災者生活再建支援法による</small>	災害復興債 被災者の生活再建に 資する資金 500万円 又は 250万円 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	災害復興債 1か月以上の休業 補償制度 休業補償 1か月の休業 補償額 350万円 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・船 などの被害 による支出 超過額が 認められる <small>※被災者生活再建支援法による</small>
その後 公費解体 半壊以上の家屋や 一部半壊を判断 して解体 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	加算支援金 被災者生活再建支援法 200万円 100万円 50万円 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	被災ローン減免制度 住宅ローン 100万円 減免 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	リバースモーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、貯 蓄のみの返済可能 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	災害復興債 被災者の生活再建に 資する資金 500万円 又は 250万円 <small>※被災者生活再建支援法による</small>	災害公営住宅 収入に応じて家賃 は変動、当初年 収は家賃の特典あり <small>※被災者生活再建支援法による</small>

「被災者生活再建カード」(詳細は、<http://naganokai.com/card/>をご参照ください。)

昨年にもまた多くの災害に見舞われた。神奈川県でも、台風15号・19号による大きな被害があった。当会はいち早く被災者を支援する旨の会長声明を発信した上、相模原市の要請により、他の土業と協力して、合同相談会を同市内の被災地で延べ4日間実施したほか、横須賀市の要請に応じて、相談所に弁護士を派遣した。被災者からの相談内容は多岐にわたり、被災者の生活再建に向けた各種支援制度の紹介や適用要件の確認なども、我々弁護士に期待される役割の1つである。被災者向けの支援制度は、根拠や管轄等がバラバラである上、時機に応じてかつ将来を見据えて、様々な選択を提供することが肝要である。

昨年11月29日の永野海弁護士(静岡県弁護士会)を講師に招いた研修会では、同弁護士が考案した「被災者生活再建カード」を用いて、具体的な事例を題材に、当該被災者に関するどのような制度を適用・駆使して生活再建に導くかについて、グループ

「被災者生活再建カード」を招いて、「自然災害債務整理ガイドライン」の研修を行った。「三重ロー」の解消には効果的な手段であり、相模原支部全面協力の下、39名もの参加を得て、こちらも大盛況に終わった。

(災害対策委員会 副委員長 伊東 克宏)

東海道新幹線殺傷事件の傍聴を通じて

記者クラブから

「確かに私は倒れている人を見事に殺しきりました」
 去年6月に起きた東海道新幹線殺傷事件で逮捕・起訴された小島被告の裁判員裁判は耳を疑うような言葉で幕を開けた。被害者や遺族の悲痛な調子が読み上げられ法廷に泣き声が響くような状況でも表情一つ変えることなく、時には笑みを浮かべて罪と向き合う姿勢を微塵も見せなかった小島被告。その後も反省や謝罪の態度を見せることなく遺族感情を逆なでする発言を繰り返した。

裁判では被害者の「人の命の重さが平等であるなら刑の重さと人数は問題にならない」という極刑を求める意見を述べた。

「無期懲役」が言い渡された。一生刑務所に入りたいという願望を持ち凶行に及んだ小島

陳述書も読み上げられた。筆者も率直にそう思う。しかし判決では検察側の求刑通り

被告にとって、まさに「満額回答」の判決だったはずだ。刑事裁判の判決には、被告

「出所したら必ずまた人を殺す」とまで語った小島被告に対する判決として本当に妥当だったのだろうか深く考えさせられた。

「市民感情」を取り入れることなどが期待されて導入された裁判員裁判が始まって10年。今回の裁判の傍聴を通じて、改めて裁判員裁判の意義や、本当に市民感情を取り入れることができるのかを今一度見つめ直す時期に来ているのではないかと感じた。

(日本テレビ報道局 横浜支局 川上 泰)

議論のリング

会員 川邊 賢一郎 (65期)

常議員会

全くえらいことになってしまった、というのが現在の正直な感想だ。私は、65期の代表という名目で常議員になった。数年前から「期代表を出すべきだ」と志高き同期を煽り続けてきた結果、自分も責務を負う番になってしまったのだ。

65期は、貸与制初年度の期であり、就職もごん底の水河期であったと思う。山ほご言いたいことがあるのだ。

しかし、恥ずかしい話、自分が議論について行けていないのが不安になることがある。

幸い、私は、兼業で人前で殴られて恥をかきプロレスという仕事をしていて(たまに殴り返して汚名を雪ぐこともある)。それに比べれば、と自分を奮い立たせて、今日も私は議論のリングに上がる。

全くえらいことになってしまった。

理事者室

だより

ワンチーム

副会長 青山 良治

早いもので、理事者としての業務も残すところあと3か月となった(執筆時)。

理事者を経験してみても感じたことの一つとして、弁護士としての業務と理事者としての業務には大きな違いがあるということがある。

一つ一つの議題について、理事者で議論し、意見をまとめ、ワンチームとなって業務を進めていく。個々の責任で業務を進めていくものが多いが、理事者としての業務は、理事者一丸、流行語で言えば、ワンチームとなって業務を進めていく点に大きな違いがあると思う。

これまた、ラグビーでよく使われる言葉で言えば、ワンフォアオール、オールフォアワンの精神で、業務を進めていくのが、業務を進めていくとき、時には、弁護士業務のそれとはまた違ったものがあるように思う。

あるように思う。人権大会等で、各年度の執行部の先生方が各年度ごとでお集まりになり、行動を共にされ、行動を共にされている姿を拝見して、そのお気持ちがかかる気がするところである。

現執行部も、歴代執行部同様、今後もそのような関係でいられると嬉しいと思う次第であるが、このようなことを感じているのは、私だけではないのか、私だけではないのか、そうでもないことを祈りつつ、最後まで、理事者一同、ワンチームとなって、理事者としての業務に当たっていきたい。

横浜法曹ゴルフ●忘年ゴルフ

年々盛大に!

昨年12月17日、名門磯子カンツリークラブにて横浜法曹ゴルフ会主催の忘年ゴルフコンペが開催された。今年も昨年に引き続き当会の全会員に向けて門戸を開き、オープンコン

常議員会議長杯を受け取る渡辺会員

ペとして15期から70期までの総勢37名が、剣持京助常議員会議長杯を目標として熱戦を繰り広げた。磯子カンツリークラブでは、乗用カートのモニターで上位20名のスコアがリアルタイムで確認可能なシステムが導入されている。自らのスコアを忘れ、上位20名から脱落していくライバルの動向に最大の関心を抱く若干名の会員の姿は到底見られたものではないが、これも年末の風物詩となりつつある。

そして、この日限りのハンデを算定する新ペリア方式で行われた競技の結果、優勝はこの一年で抜群の存在感を發揮している69期の渡辺孝太郎会

員。前半こそ不本意な46を叩くも、後半はグロス36のイーブンパーで見事にまとめ、夏の会長杯に続いて常議員会議長杯も獲得し、この日参加の青山良治副会長、澄川圭副会長より満面の笑顔で議長杯を受け取った。

同時開催した横浜法曹ゴルフ会の月例競技部門では、60期河野力丸会員が入会以来初の月例優勝となった。

パーティでは、忘年ゴルフ初参加の若手会員から横浜法曹ゴルフ会への入会宣言が出されるなど、盛会のうちに幕を閉じた。

横浜法曹ゴルフ会への入会希望者は吉澤まで。(会員 吉澤 幸次郎)

年末恒例

弁護士協同組合バザー少年友の会との初の共同開催

昨年12月20日、当会会館5階にて、毎年恒例となつている年末神奈川県

熱気あふれるバザー会場

弁護士協同組合バザーが開催された。今回は例年と異なり、「少年友の会」のバザーと同時開催となった。少年友の会は、裁判所が教育的・保護的措置をとる上でこれにボランティアで協力する団体であり、少年事件を担当する当会会員でお世話になつた方も多いのではないだろうか。

例年、徐々に景気が悪くなり、お歳暮の数も減り、賑やかさが減少していくように思われる協同組合バザーにとって、同時にバザーを開催する団体が現れたことは大変喜ばしく、また、現実に今

回は例年に増して活気があつたように思われる。少年友の会とは、次回もまた共催できれば幸いである。

協同組合単体のバザーの収益については、メーリスでの呼び掛けが足りなかつたようで、前回より若干減少したが、今後は、できの悪い筆者を担当から外し、当会会員及び会員事務所の事務局さんなどもお客さんとしてご来場いただくような宣伝を行つたりすることで、活気あるバザーの開催を期待したい。(バザー準備委員会 副委員長 青木 康郎)

編集後記

大手ファミレスが24時間営業を廃止するといふ。コンビニ業界でも同様な議論をしていた。その是非はともあれ、これらの略語に馴染めない。スマホ、アプリなどもそう。しかし、テレビには違和感がない。時代の流れについて行けてないんじゃないか。

デスク 久保 義人
記者 田鍋 智之
飯島 麻樹
久保田 辰
土居 久子



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その 20 スケジュール管理のIT活用とセキュリティ

スケジュール管理に手帳を使用している会員は多いと思います。他方で、

いる会員も、近時は増えてきているように思われます。スケジュールを管理するためのアプリは多数存在し、代表的なものとしてGoogleカレンダーがあります。これらのアプリの多くは、PCのみならず、タブレットやスマホなどの複数のデバイスから並行して容易にアクセスでき、UI(ユーザーインターフェイス)も洗練されています。カレンダーを共有できますので、例えば外出中の自分のスケジュールを事務所にいる事務員が確認し編集することができ、また自分のスケジュールと、委

員会独自のスケジュール(各委員が自分で入力しなくてよい!)を一括して表示することもできます。ネット上にデータがあるのではありませぬし、検索やバックアップ(複製)も容易です。このように便利なアプリですが、欠点もありません。例えば、閲覧編集用に機械が必要になること、手帳と併用する場合に転記に一度手間がかかることなどがあります。中でも最も注意すべきは、情報漏洩の危険性でしょう。

多くのアプリではネット上にデータを置きますが、そのデータがアカウ

ントの乗っ取りなどによって漏洩する可能性があります。手帳しか使わないという対策もありますが、アプリを利用する際には、自分のアカウントを厳格に管理する(二段階認証などを利用すればより確実でしょう)、漏洩したら困る情報は書かない、カレンダーの共有設定に注意する(例えば、Googleカレンダーの共有設定で「このカレンダーを一般公開する」のオプションを有効にする)、誰でもカレンダーを見ることができるようになってしまいます)などの対策をとりましょう。(会員 池田 博毅)



横浜マリナーズ監督退任の弁 来季の優勝を祈念して

故岡部光平会員の壮行試合。たくさんの選手が集まりました。

私は、先日、2年間務めた横浜マリナーズ監督を退任した。所詮、お遊びの草野球でしょ、という人もいるが、たかが草野球されど草野球、監督はそれなりに大変でやりがいのあるものだった。

まず、当チームの一番の力はズバリ数である。選手が集まらず練習できないと悩む監督が多い中、普段の練習でも約20名が集まる。もっとも、人数が多いが故の悩みもある。何せ、

私は、先日の草野球で、という人もいるが、たかが草野球されど草野球、監督はそれなりに大変でやりがいのあるものだった。

まず、当チームの一番の力はズバリ数である。選手が集まらず練習できないと悩む監督が多い中、普段の練習でも約20名が集まる。もっとも、人数が多いが故の悩みもある。何せ、

部では甲子園なんて夢のまた夢というレベルだった私にとって、本気で日本一を目指すチームを率いるというのは新鮮で、得難い経験であった。しかしながら、私の在任中、残念ながら目標の日本一には届かず、2018年はベスト4、2019年はベスト8止まりであった。レベルの高い選手を多く有する我がチームならば優勝できたはず。全国大会で敗戦した後の選手の涙を見て、監督としての力不足を申し訳なく感じた次第である。選手の皆さん、来季は、田中恒司新監督の下で持てる力を發揮し、ぜひ全国決勝大会での優勝を勝ち取ってほしい!(会員 長谷山 尚城)